

○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則

(昭和六十三年総理府令第四十七号) (第十六条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(廃棄物管理の事業の許可の申請)</p> <p>第二条 法第五十一条の二第二項の申請書(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>(1) 放射線の遮蔽に関する構造</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(廃棄物管理の事業の許可の申請)</p> <p>第二条 法第五十一条の二第二項の申請書(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>(1) 放射線のしやへいに関する構造</p>

	(2) (略)
	(3) 火災及び爆発の防止に関する構造
	(4) (略)
	(5) 耐津波構造（廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号）第七条に規定する津波に対して廃棄物管理施設の安全性が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）
	(6) (略)
	(削る)
	ハ ト (略)
	三・四 (略)
2	前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
一～六	(略)
七	廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
八・九	(略)

	(2) (略)
	(3) 火災の防止に関する構造
	(4) (略)
	(新設)
	(5)
	(略)
	ハ 建物の構造
	ニ 〆 〆 (略)
	三・四 (略)
2	前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
一～六	(略)
七	廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
八・九	(略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(変更の許可の申請)

第三条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 六 (略)

七 変更後における廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第四条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法(第十一条に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(変更の許可の申請)

第三条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 六 (略)

七 変更後における廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第四条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法(第十一条に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次の区分による特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法（特定廃棄物管理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）

（削る）

イ 建物

（略）

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 保安活動の計画

ハ 保安活動の実施

ニ 保安活動の評価

ホ 保安活動の改善

五 （略）

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第五十一条の七第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 （略）

三 次の区分による特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法（特定廃棄物管理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）

イ 建物

ロ へ （略）

（新設）

四 （略）

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について当該申請に係る設計及び工事の方法が法第五十一条の七第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

一 放射線による被ばくの防止

二 主要な特定廃棄物管理施設の耐震性

三 主要な容器及び管の耐圧強度

3 （略）

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(変更の認可の申請)

第五条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 (略)

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第五十一条の七第三項第三号の技術上の基準に

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(変更の認可の申請)

第五条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 (略)
(新設)

四 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合することを計算によつて説明した書類その他当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

一 放射線による被ばくの防止
二 主要な特定廃棄物管理施設の耐震性
三 主要な容器及び管の耐圧強度

適合していることを説明した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(使用前検査の実施)

第八条 法第五十一条の八第一項の使用前検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 放射線遮蔽材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二 (略)

三 計測制御系統施設、放射線管理施設その他の廃棄物管理設備の附属施設（廃棄施設を除く。）の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。

四 (略)

第九条 削除

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(使用前検査の実施)

第八条 法第五十一条の八第一項の使用前検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 放射線しゃへい材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二 (略)

三 建物、計測制御系統施設、放射線管理施設その他の廃棄物管理設備の附属施設（廃棄施設を除く。）の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。

四 (略)

(性能の技術上の基準)

第九条 法第五十一条の八第二項第二号の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりと

-
- する。
- 一 法第五十一条の二第一項の許可又は法第五十一条の五第一項の変更の許可に係る申請書及び法第六十条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類（以下この条及び第二十条の三第二項において「許可申請書等」という。）及びその添付書類に記載した警報装置、非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。）が、許可申請書等及びその添付書類に記載した条件において確実に作動すること。
 - 二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、許可申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。
 - 三 主要な放射線管理施設の性能が、許可申請書等及びその添付書類に記載した性能を満足するものであること。
 - 四 廃棄物管理施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物管理施設の使用中专に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、許可申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。
 - 五 核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力が許可申請書等及びその添付書類に記載した能力を満足するものであること。
-

(機構が行う使用前検査)

第九条の二 法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、原子力規制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)に行わせる検査に関する事務の一部(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)は、第八条第一号から第三号までに掲げる事項についての検査及び同条第四号に掲げる事項について行う検査のうち次に掲げる検査について行うものとする。

一 非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置(一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。以下同じ。)の作動検査

二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四 廃棄物管理施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物管理施設の使用に特に必要とする場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

(機構が行う使用前検査の通知書等)

第九条の三 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合(特定廃棄物管理施設に係るも

(機構が行う使用前検査)

第九条の二 法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、原子力規制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)に行わせる検査に関する事務の一部(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)は、第八条第一号から第三号までに掲げる事項についての検査並びに同条第四号に掲げる事項について行う検査のうち前条第一号(警報装置に係るものを除く。)及び第二号から第四号までに掲げる性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(機構が行う使用前検査の通知書)

第九条の三 (新設)

のに限る。)には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書(法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2| 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)であつて、検査に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

一 一六 (略)

3| (略)

4| 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(溶接の方法の認可)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4| 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(機構が行う施設定期検査)

原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)であつて、検査に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

一 一六 (略)

2| (略)

3| 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(溶接の方法の認可)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4| 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(機構が行う施設定期検査)

第二十条の二 法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部（令第三十五条第二号に掲げる特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次に掲げる検査について行うものとする。

- 一 非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置の作動検査
- 二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査
- 三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査
- 四 廃棄物管理施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物管理施設の使用中专に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査
- 五 廃棄物管理施設における火災を防止する能力その他の性能の確認検査

（機構が行う施設定期検査の通知書等）

第二十条の三 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第二号に規定する特定廃棄物管理施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に

第二十条の二 法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部（令第三十五条第二号に掲げる特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、第九条第一号（警報装置に係るものを除く。）及び第二号から第四号まで並びに第二十二條第二号に掲げる性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（機構が行う施設定期検査の通知書）

第二十条の三 （新設）

関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2| 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合（令第三十五条第二号に掲げる特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）であつて、検査に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

3| 一～六 （略）

4| 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

第二十二條 削除

原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合（令第三十五条第二号に掲げる特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）であつて、検査に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

2| 一～六 （略）

3| 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（施設定期検査の技術上の基準）

第二十二條 法第五十一条の十第二項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（令第三十五条第二号に掲げる特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第九条各号に掲げる性能の技術上の基準に適合していること。

二 廃棄物管理施設における火災を防止する能力その

他の性能が、法第五十一条の八の使用前検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。

(合併の認可の申請)

第二十三条 法第五十一条の十二第一項の合併の認可(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併の方法及び条件

五 合併の理由

六 合併の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書の写し

二 合併の当事者の一方が廃棄物管理事業者でない場合にあつては、その法人の定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

(合併及び分割の認可の申請)

第二十三条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により廃棄物管理の事業の全部を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し

二 合併後存続する法人又は吸収分割により廃棄物管理の事業を承継する法人が現に廃棄物管理事業者でない場合にあつては、その法人の定款、登記事項証

明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 (略)

四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により廃棄物管理の事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

五 前号に規定する法人が法第五十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人の合併の日又は分割により廃棄物管理の事業の全部を承継する法人の分割の日以後五年内の日を含む毎事業年度における廃棄物管理の事業の資金計画及び事業の収支見積り

(削る)

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(変更等の届出)

第二十四条 法第五十一条の五第二項、法第五十一条の十一又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出

三 (略)

四 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

(新設)

五 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の合併の日以後五年内の日を含む毎事業年度における廃棄物管理の事業の資金計画及び事業の収支見積り

六 その他合併後における廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項
(新設)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(変更等の届出)

第二十四条 法第五十一条の五第二項、法第五十一条の十一又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出

に係る書類（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（記録）

第二十六条 法第五十一条の十五の規定による記録（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 (略) 二 放射線管理記録 イ 廃棄物管理設備本体 （法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）、放射線廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 ロ、ヌ (略)	毎日操作中一回。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合には毎週一回とする。	十年間 (略)

に係る書類（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（記録）

第二十六条 法第五十一条の十五の規定による記録（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 (略) 二 放射線管理記録 イ 廃棄物管理設備本体 （法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）、放射線廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 ロ、ヌ (略)	毎日操作中一回。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合には毎週一回とする。	十年間 (略)

<p>三〇八 (略)</p> <p>九 第三十三条の二の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果</p> <p>イ 第三十三条の二第一項各号に掲げる評価の結果</p> <p>ロ 第三十三条の二第二項第一号に掲げる評価の結果</p> <p>ハ 第三十三条の二第二項第二号に掲げる計画</p> <p>十 第三十三条の三に規定する防護措置の記録</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第三十三条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名</p> <p>ハ 第三十三条の三第二</p>	<p>(略)</p> <p>評価の都度</p> <p>評価の都度</p> <p>計画策定の都度</p>	<p>(略)</p> <p>第七項に定める期間</p> <p>第七項に定める期間</p> <p>第七項に定める期間</p>
<p>三〇八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九 第三十三条の二に規定する防護措置の記録</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第三十三条の二第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名</p> <p>ハ 第三十三条の二第二</p>	<p>(略)</p> <p>発行の都度</p>	<p>(略)</p> <p>五年間</p>
<p>点検の都度又</p> <p>一年間</p>	<p>点検の都度又</p> <p>一年間</p>	<p>一年間</p>

項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み、持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	は毎日一回	
二〇〇リ (略)	(略)	(略)
十一・十二 (略)	(略)	(略)

256 (略)

7 第一項の表第二号及び、第五号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第五十一条の第二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質保証)

第二十六条の三 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第二十七条から第三十三条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み、持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	は毎日一回	
二〇〇リ (略)	(略)	(略)
十・十一 (略)	(略)	(略)

256 (略)

7 第一項の表第二号及び、第五号並びに第十号の記録の保存期間は、法第五十一条の第二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質保証)

第二十六条の三 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第二十七条から第三十三条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

(廃棄物管理施設の施設定期自主検査)

第三十条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

- 一 令第三十五条第二号に規定する特定廃棄物管理施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二・三 (略)

2 (略)

(廃棄物管理施設の定期的な評価)

第三十三条の二 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設ごと及び十年を超えない期間ごとに次に掲げる措置を講じなければならぬ。

- 一 廃棄物管理施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。

二 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

2 廃棄物管理事業者は、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次に掲げる措置を講じなければ

(廃棄物管理施設の施設定期自主検査)

第三十条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

- 一 令第三十五条第二号に規定する特定廃棄物管理施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が第二十二条に定める技術上の基準に適合しているかどうかについて検査を一年ごとに行うこと。

二・三 (略)

2 (略)

(新設)

ばならない。

- 一 経年変化に関する技術的な評価を行うこと。
- 二 前号の技術的な評価に基づき廃棄物管理施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定すること。
- 3 前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。
- 4 前三項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

(防護措置)

第三十三条の三 (略)

- 2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 (略)
 - 二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。
- 三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するた

(防護措置)

第三十三条の二 (略)

- 2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 (略)
 - 二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。
- 三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するた

めの区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四〇八（略）

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ（略）

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) (3)（略）

ハ・ニ（略）

十・十一（略）

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

めの区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四〇八（略）

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ（略）

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) (3)（略）

ハ・ニ（略）

十・十一（略）

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三く十六 (略)

十七 特定核燃燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロくニ (略)

イ かぎ及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ かぎ又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ かぎを管理する者としてあらかじめ指定した者にそのかぎを厳重に管理させ、当該者以外の者がそのかぎを取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめそのかぎを一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三く十六 (略)

十七 特定核燃燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロくニ (略)

十八(二十四) (略)

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項(第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等」とあるのは「柵等」と、「区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること」とあるのは「区画すること」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は

十八(二十四) (略)

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項(第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等」とあるのは「さく等」と、「区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること」とあるのは「区画すること」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内

立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第八号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置」とあるのは「防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を、立入制限区域の出入口においては、次のハに掲げる措置」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内又は周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十八号中「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質（同表第四号ハに掲げる物質及び同表第五号に掲げる物質のうち照射された同表第四号ハに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

4 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第

又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第八号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置」とあるのは「防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を、立入制限区域の出入口においては、次のハに掲げる措置」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内又は周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十八号中「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質（同表第四号ハに掲げる物質及び同表第五号に掲げる物質のうち照射された同表第四号ハに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

4 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第

五号ハを除く。)、同項第九号(同号口を除く。)、同項第十一号(同号口を除く。)、同項第十三号から第十六号まで及び同項第十九号から第二十四号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、「当該立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあり、及び「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質(同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの(照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。))を除く。」を取り扱う場

五号ハを除く。)、同項第九号(同号口を除く。)、同項第十一号(同号口を除く。)、同項第十三号から第十六号まで及び同項第十九号から第二十四号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、「当該立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあり、及び「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質(同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの(照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。))を除く。」を取り扱う場

合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

- 一 (略)
- 二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によつて区画すること。
- 三 五 (略)

(保安規定)

第三十四条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 十六 (略)

十七 廃棄物管理施設の定期的な評価に関すること。

十八 二十 (略)

2・3 (略)

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(廃棄物取扱主任者の選任等)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出

合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

- 一 (略)
- 二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域をさく等の障壁によつて区画すること。
- 三 五 (略)

(保安規定)

第三十四条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 十六 (略)

(新設)

十七 十九 (略)

2・3 (略)

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(廃棄物取扱主任者の選任等)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出

部数は、正本及び写し各一通とする。

(核物質防護規定)

第三十五条の二 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 防護区域(第三十三条の三第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。)及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に關すること。

五 十四 (略)

十五 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に關すること(第三十三条の三第二項第二十三号(同条第三項及び第四項で準用する場合を含む。)(に該当するものに限る。))。

十六 十八 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通(廃棄物管理施設のうち第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

部数は、正本及び副本各一通とする。

(核物質防護規定)

第三十五条の二 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 防護区域(第三十三条の二第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。)及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に關すること。

五 十四 (略)

十五 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に關すること(第三十三条の二第二項第二十三号(同条第三項及び第四項で準用する場合を含む。)(に該当するものに限る。))。

十六 十八 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(核物質防護管理者の選任等)

第三十五条の三 (略)

2 法第五十一条の二十四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通及び写し一通(廃棄物管理施設のうち令第六十条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(報告の徴収)

第四十条 (略)

2 第一項の報告書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(身分を示す証明書)

第四十一条 廃棄物管理事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の二によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

(核物質防護管理者の選任等)

第三十五条の三 (略)

2 法第五十一条の二十四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(報告の徴収)

第四十条 (略)

2 第一項の報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(身分を示す証明書)

第四十一条 廃棄物管理事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の二によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

様式第 1 の 2 (第 4 1 条関係)

(表 面)

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 (略)

第51条の18 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 1 の 3 (第 4 1 条関係)

(表 面)

様式第 1 の 2 (第 4 1 条関係)

(表 面)

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 (略)

第51条の18 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 1 の 3 (第 4 1 条関係)

(表 面)

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(裏面)</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄) 第12条の2(略)</p>	<p>(裏面)</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄) 第12条の2(略)</p>
<p>第51条の23(略)</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四の四 第12条の2第6項(第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p>第51条の23(略)</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四の四 第12条の2第6項(第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
<p>様式第2(第41条関係)</p> <p>(表 面)</p>	<p>様式第2(第41条関係)</p> <p>(表 面)</p>
<p>番号</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定による</p> <p>身分証明書</p>	<p>番号</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定による</p> <p>身分証明書</p>

<p>(略)</p> <p>(裏面)</p>	<p>(略)</p> <p>(裏面)</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）</p> <p>第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。</p> <p>2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立ち入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）</p> <p>第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。</p> <p>2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区</p>

第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4. 原子力規制委員会は、第1項の規定による立ち入り検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5. (略)

6. 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7. 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11. (略)

12. 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6. 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

三十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第2項から第4項まで又は第12項の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三上 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は置間に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)の第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は置間に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は置間に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一

二 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設

置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7号まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。))又は第30号(試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。)) 1億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

○特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則

(平成四年総理府令第四号) (第十七条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号)、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号)及び廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)において使用する用語の例による。</p> <p>(削る)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「放射線」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号。以下この項において「第一種埋設規則」という。)第二条第二項第一号及び核燃料物質又は核燃料物質によ</p>

つて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則
(昭和六十三年総理府令第四十七号。以下この項に
おいて「管理規則」という。)第一条第二項第一号
に掲げる放射線をいう。

二 「放射性廃棄物」とは、第一種埋設規則第二条第
二項第二号及び管理規則第一条第二項第二号に掲げ
る放射性廃棄物をいう。

三 「管理区域」とは、第一種埋設規則第二条第二項
第三号及び管理規則第一条第二項第三号に掲げる管
理区域をいう。

四 「周辺監視区域」とは、第一種埋設規則第二条第
二項第四号及び管理規則第一条第二項第四号に掲げ
る周辺監視区域をいう。

(特殊な方法による施設)

第二条 この省令の規定によらないで特定廃棄物埋設
施設又は特定廃棄物管理施設を施設することにつき特別
の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認
可を受けて、この省令の規定によらないで特定廃棄物
埋設施設又は特定廃棄物管理施設を施設することがで
きる。

2 (略)

(火災等による損傷の防止)

第三条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が

(特殊な方法による施設)

第二条 この規則の規定によらないで特定廃棄物埋設
施設又は特定廃棄物管理施設を施設することにつき特別
の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認
可を受けて、この規則の規定によらないで特定廃棄物
埋設施設又は特定廃棄物管理施設を施設することがで
きる。

2 (略)

(火災等による損傷の防止)

第三条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が

火災又は爆発の影響を受けることにより特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。

4・5 (略)

（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤

第四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

(削る)

火災の影響を受けることにより特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

3 非常用電源設備その他の安全上重要な施設であつて、火災により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講じなければならない。

4・5 (略)

（耐震性）

第四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、これに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないように施設しなければならない。

2 前項の地震力は、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の構造及びこれが損壊した場合における災

(地震による損傷の防止)

第四条の二 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力(安全上重要な施設にあつては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力を含む。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならぬ。

2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならぬ。

3 安全上重要な施設が前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬ。

害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度、地震活動の状況その他の要因を考慮して算定しなければならない。

(新設)

(津波による損傷の防止)

第四条の三 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設がその供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬ。

(新設)

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第四条の四 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならぬ。

(新設)

2

周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性が損なわれないうよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬ。

(特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)

第四條の五 特定廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下「事業所」という。）には、特定廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

（核燃料物質の臨界防止）

第四條の六 特定廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（材料及び構造）

第五條 特定廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できる

（新設）

（新設）

（材料及び構造）

第五條 特定廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるも

ものでなければならぬ。

2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならぬ。

(閉じ込めの機能)

第六条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならぬ。

一 三 (略)

四 (略)

イ・ロ (略)

ハ 事業所の外に排水を排出する排水路(湧水に係るもの)であつて放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。
一)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十五条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。

ものでなければならぬ。

2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならぬ。

(閉じ込めの機能)

第六条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならぬ。

一 三 (略)

四 (略)

イ・ロ (略)

ハ 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所の外に排水を排出する排水路(湧水に係るもの)であつて放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。
一)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十五条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。

(遮蔽)

第七条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイライン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設しなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

(受入れ施設又は管理施設)

第十条 特定廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であつて、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう施設しなければならない。

2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない

(しゃへい)

第七条 (新設)

特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所内の外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要なしゃへい能力を有するしゃへい設備を施設しなければならない。この場合において、当該しゃへい設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

(受入れ施設又は管理施設)

第十条 特定廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備又は特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する設備であつて、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう施設しなければならない。

(新設)

ない。

一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。

二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。

三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずること。

(処理施設及び廃棄施設)

第十一条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 五 (略)

(安全機能を有する施設)

第十二条 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の

(処理施設及び廃棄施設)

第十一条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の側の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 五 (略)

(安全上重要な施設)

第十二条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

特定廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように施設しなければならぬ。

2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならぬ。

3 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定のほか、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。

(計測制御系統施設)

第十四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。

一 二以上の原子力施設（加工施設、原子力施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。）において共用する場合には、共用することによって特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する機能が損なわれるおそれがないようにすること。

二 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する機能を維持するために必要がある場合には、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有すること。

三 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する機能を確保するための検査又は試験及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。

(計測制御系統施設)

第十四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第十五条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。

い。

- 2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設しなければならない。

(放射線管理施設)

第十五条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。

- 一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率

二 五 (略)

- 2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように施設しなければならない。

- 2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設しなければならない。

(放射線管理施設)

第十五条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。

- 一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線しゃへい物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率

二 五 (略)

(新設)

- 2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように施設しなければならない。

(予備電源)

第十六条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を施設しなければならない。

(削る)

(通信連絡設備等)

第十七条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設しなければならない。

2 | 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならない。

3 | 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を施設しなければならない。

(非常用電源設備)

第十六条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

2 | 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

(新設)

595

○使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第四十三条の四第二項の使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請書の記載については、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第四十三条の四第二項第四号の使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 使用済燃料貯蔵施設の一般構造</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 放射線の遮蔽に関する構造</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第四十三条の四第二項の使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請書の記載については、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第四十三条の四第二項第四号の使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 使用済燃料貯蔵施設の一般構造</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 放射線のしゃへいに関する構造</p>

- (3) (略)
- (4) 使用済燃料等の除熱に関する構造
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) 耐津波構造（使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十四号）第十条に規定する津波に対して使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）
- (8) (略)
- (削る)
- ハ ト (略)
- (削る)
- チ 其他使用済燃料貯蔵設備の附属施設の構造及び設備のうち、主要な事項
- 三 五 (略)
- 2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十二條第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- 一 七 (略)

- (3) (略)
- (4) 使用済燃料の除熱に関する構造
- (5) (略)
- (6) (略)
- (新設)
- (7) (略)
- ハ 建物の構造
- ニ 七 (略)
- リ 其他使用済燃料貯蔵設備の附属施設の構造及び設備
- (1) 非常用電源設備の構造
- (2) その他の主要な事項
- (新設)
- 三 五 (略)
- 2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十二條第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- 一 七 (略)

八 使用済燃料貯蔵施設の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があった場合に発生すると想定される使用済燃料貯蔵施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

九・十 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(変更の許可の申請)
第三条 (略)

2 法第四十三条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更に係る前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇七 (略)

八 変更後における使用済燃料貯蔵施設の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があった場合に発生すると想定される使用済燃料貯蔵施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第四条 法第四十三条の八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法(第十一条

八 使用済燃料貯蔵施設の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される使用済燃料貯蔵施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

九・十 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(変更の許可の申請)
第三条 (略)

2 法第四十三条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更に係る前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇七 (略)

八 変更後における使用済燃料貯蔵施設の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される使用済燃料貯蔵施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第四条 法第四十三条の八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法(第十一条

に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次の区分による使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法（使用済燃料貯蔵施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）

(削る)

イ〜ヘ (略)

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 保安活動の計画

ハ 保安活動の実施

ニ 保安活動の評価

ホ 保安活動の改善

五 (略)

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第四十三条の八第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計

に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次の区分による使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法（使用済燃料貯蔵施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）

イ 建物

ロ〜ト (略)

(新設)

四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる事項について当該申請に係る設計及び工事の方法が法第四十三条の八第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「技術上の基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他当該申請に係る設計

及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

3・4 (略)

(変更の認可の申請)

第五条 法第四十三条の八第二項の規定により、認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 (略)

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ

及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

一 使用済燃料の臨界防止

二 放射線による被ばくの防止

三 使用済燃料等の閉じ込め

四 使用済燃料の除熱

五 火災及び爆発の防止

六 主要な使用済燃料貯蔵施設の耐震性

七 主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性

3・4 (略)

(変更の認可の申請)

第五条 法第四十三条の八第二項の規定により、認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる事項のうち変更に係

ばならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第四十三条の八第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3 (略)

(使用前検査の実施)

第八条 法第四十三条の九第一項の使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 使用済燃料の臨界防止、放射線の遮蔽、使用済燃料等の閉じ込め及び使用済燃料等の除熱に係る材料又は部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二 (略)

三 計測制御系統施設、放射線管理施設その他の使用

るものについて当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合することを計算によって説明した書類その他当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

一 使用済燃料の臨界防止

二 放射線による被ばくの防止

三 使用済燃料等の閉じ込め

四 使用済燃料の除熱

五 火災及び爆発の防止

六 主要な使用済燃料貯蔵施設の耐震性

七 主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性

3 (略)

(使用前検査の実施)

第八条 法第四十三条の九第一項の使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 使用済燃料の臨界防止、放射線のしゃへい、使用済燃料等の閉じ込め及び使用済燃料の除熱に係る材料又は部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二 (略)

三 建物、計測制御系統施設、放射線管理施設その他

済燃料貯蔵設備の附属施設の組立てに関する事項
それぞれの施設が完成したとき。

四 (略)

第九条 削除

の使用済燃料貯蔵設備の附属施設の組立てに関する
事項 それぞれの施設が完成したとき。

四 (略)

(性能の技術上の基準)

第九条 法第四十三条の九第二項第二号の原子力規制委

員会規則で定める技術上の基準は、次に掲げるとおり
とする。

一 法第四十三条の四第一項の許可又は法第四十三
条の七第一項の変更の許可に係る申請書及び法第六
十条の二第一項の規定により許可の際に付された条
件を記載した書類（以下この条及び第二十条の三第
二項第一号において「申請書等」という。）及びそ
の添付書類に記載した警報装置、非常用電源装置そ
の他の非常用装置及び連動装置（一定の条件が充足
されなければ機器を作動させない装置をいう。）が
、申請書等及びその添付書類に記載した条件におい
て確実に作動すること。

二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、申請書等
及びその添付書類に記載した能力以上であること。

三 主要な放射線管理施設の性能が、申請書等及びそ
の添付書類に記載した性能を満足するものであるこ
と。

四 使用済燃料貯蔵施設中人が常時立ち入る場所、使
用済燃料貯蔵施設の使用中特に人が立ち入る場所そ

(機構が行う使用前検査の通知書等)

第九条の三 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書(法第四十三条の九第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2| 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の九第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

- 一 (略)
- 二 検査を受ける事業所の名称及び所在地

その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。
五| 使用済燃料が臨界に達することを防ぐ能力及び使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力を満足するものであること。

(機構が行う使用前検査の通知書)

第九条の三 (新設)

原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の九第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

- 一 (略)
- 二 検査を受ける工場又は事業所の名称及び所在地

三〇六 (略)

3| (略)

4| 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(使用前検査結果の通知)

第九条の四 法第四十三条の九第三項において準用する法第十六条の三第四項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一 (略)

二 検査を受ける事業所の名称及び所在地

三〇七 (略)

第十八条 削除

(機構が行う施設定期検査)

第二十条の二 法第四十三条の十一第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げる検査について行うものとする。

三〇六 (略)

2| (略)

3| 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(使用前検査結果の通知)

第九条の四 法第四十三条の九第三項において準用する法第十六条の三第四項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一 (略)

二 検査を受ける工場又は事業所の名称及び所在地

三〇七 (略)

(施設定期検査を受ける使用済燃料貯蔵施設の附属施設)

第十八条 令第二十四条の原子力規制委員会規則で定める使用済燃料貯蔵設備の附属施設は、非常用電源設備とする。

(機構が行う施設定期検査)

第二十条の二 法第四十三条の十一第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、第九条第一号から第四号まで及び第二十二條第二号に

一 警報装置その他の非常用装置及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。）の作動検査

二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四 使用済燃料貯蔵施設中人が常時立ち入る場所、使用済燃料貯蔵施設の使用中人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空气中の放射性物質の濃度の確認検査

（機構が行う施設定期検査の通知書等）

第二十条の三 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十四条に規定する使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の十一第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に

掲げる技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（機構が行う施設定期検査の通知書）

第二十条の三 （新設）

原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に

係る法第四十三條の十一第三項において準用する法第十六條の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 (略)

二 検査を受ける事業所の名称及び所在地

三 六 (略)

3 | (略)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

第二十二條 削除

係る法第四十三條の十一第三項において準用する法第十六條の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 (略)

二 検査を受ける工場又は事業所の名称及び所在地

三 六 (略)

2 | (略)

3 | 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(施設定期検査の技術上の基準)

第二十二條 法第四十三條の十一第二項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第九條各号に掲げる性能の技術上の基準に適合していること。

二 使用済燃料貯蔵施設における火災を防止する能力その他の性能が、法第四十三條の九の使用前検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。

(合併及び分割の認可の申請)

(合併の認可の申請)

第二十四条 法第四十三条の十四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により使用済燃料の貯蔵の事業の全部を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し

二 合併後存続する法人又は吸収分割により使用済燃料の貯蔵の事業を承継する法人が現に使用済燃料貯蔵事業者でない場合にあつては、その法人の定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 前号に規定する法人が現に行っている事業の概要に関する説明書

四 合併後存続する法人若しくは合併によって設立さ

第二十四条 法第四十三条の十四第一項の合併の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人又は合併によって設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併の方法及び条件

五 合併の理由

六 合併の時期

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書の写し

二 合併の当事者の一方が使用済燃料貯蔵事業者でない場合にあつては、その法人の定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 前号の法人が現に行っている事業の概要に関する説明書

四 合併後存続する法人又は合併によって設立される

れる法人又は分割により使用済燃料の貯蔵の事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

五 前号に規定する法人が法第四十三条の六第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人の合併の日又は分割により使用済燃料の貯蔵の事業の全部を承継する法人の分割の日以後五年内の日を含む毎事業年度における使用済燃料の貯蔵の事業の資金計画及び事業の収支見積り

(削る)

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(記録)

第二十七条 法第四十三条の十七の規定による記録は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

(新設)

五 合併後存続する法人又は合併によって設立される法人の合併の日以後五年内の日を含む毎事業年度における使用済燃料の貯蔵の事業の資金計画及び事業の収支見積り

六 その他合併後における使用済燃料の貯蔵の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項
(新設)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(記録)

第二十七条 法第四十三条の十七の規定による記録は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

<p>記録事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 貯蔵記録（法第四十三條の第二十七項の認可を受けた場合を除く。）</p> <p>イ ち (略)</p> <p>リ 貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器（溶接により密封する構造のものを除く。）に封入して貯蔵する場合にはつては次の記録</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 使用済燃料の記録</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 燃焼度</p>	<p>記録すべき場合</p> <p>(略)</p>	<p>保存期間</p> <p>(略)</p> <p>払出しまでの期間</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------	----------------------------------------

<p>記録事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 貯蔵記録（法第四十三條の第二十七項の認可を受けた場合を除く。）</p> <p>イ ち (略)</p> <p>リ 貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器（溶接により密封する構造のものを除く。）に封入して貯蔵する場合にはつては次の記録</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 使用済燃料の記録</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 最高燃焼度</p>	<p>記録すべき場合</p> <p>(略)</p>	<p>保存期間</p> <p>(略)</p> <p>払出しまでの期間</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------	----------------------------------------

業者が妊娠の事 用済燃料貯蔵事 申出等により使 量並びに本人の 各三月間の線 一日を始期とす 月一日及び一月 七月一日、十 事者の四月一日 の放射線業務従 事者の四月一日 燃料貯蔵事業者 に書面で申し出 た者を除く。) ない旨を使用済 燃料貯蔵事業者 診断された者及 子(妊娠不能と 年間の線量、女 を始期とする一 事者の四月一日 二 放射線業務従 イ、ハ (略) 三 (略)	(iii)・ (iv) (略)	
	(略) 一年間の線量に あっては毎年度 一回、三月間の 線量にあつては 三月ごとに一回 、一月間の線量 にあつては一月 ごとに一回	(略) 第五項に定め る期間

業者が妊娠の事 用済燃料貯蔵事 申出等により使 量並びに本人の 各三月間の線 一日を始期とす 月一日及び一月 七月一日、十 事者の四月一日 の放射線業務従 事者の四月一日 燃料貯蔵事業者 に書面で申し出 た者を除く。) ない旨を使用済 燃料貯蔵事業者 診断された者及 子(妊娠不能と 年間の線量、女 を始期とする一 事者の四月一日 二 放射線業務従 イ、ハ (略) 三 (略)	(iii)・ (iv) (略)	
	(略) 一年間の線量に あっては毎年度 一回、三月間の 線量にあつては 三月ごとに一回 、一月間の線量 にあつては一月 ごとに一回	(略) 第四項に定め る期間

<p>実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量</p>	<p>ホ 四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量</p>	<p>原子力規制委員会 が定める五年間において毎年一度一回（上欄に掲げる当該一年間以降に限る。）</p>
<p>放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定め</p>	<p>その者が当該業務に就く時</p>	<p>第五項に定める期間</p>
<p>実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量</p>	<p>ホ 四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量</p>	<p>原子力規制委員会 が定める五年間において毎年一度一回（上欄に掲げる当該一年間以降に限る。）</p>
<p>放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定め</p>	<p>その者が当該業務に就く時</p>	<p>第四項に定める期間</p>

<p>ハ 第三十五条の二第二項第二号</p>	<p>ロ 第三十五条の二第二項第一号に掲げる評価の結果</p>	<p>イ 第三十五条の二第一項各号に掲げる評価の結果</p>	<p>果</p>	<p>九 第三十五条の二の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果</p>	<p>四〇八 (略)</p>	<p>る五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p>
<p>計画策定の都度</p>	<p>評価の都度</p>	<p>評価の都度</p>			<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第七項に定める期間</p>	<p>第七項に定める期間</p>	<p>第七項に定める期間</p>			<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>ハ 第三十五条の二第二項第二号</p>	<p>ロ 第三十五条の二第二項第一号に掲げる評価の結果</p>	<p>イ 第三十五条の二第一項各号に掲げる評価の結果</p>	<p>果</p>	<p>九 第三十五条の二の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果</p>	<p>四〇八 (略)</p>	<p>る五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p>
<p>計画策定の都度</p>	<p>評価の都度</p>	<p>評価の都度</p>			<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>計画の対象となる使用済燃料</p>	<p>評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄後十年が経過するまでの期間</p>	<p>評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄後十年が経過するまでの期間</p>			<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

に掲げる計画

十、十一 (略)

十二 事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの(以下「放射能濃度確認対象物」という。以下同じ。)の記録
イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録

(略)

(略)

号に掲げる計画

十、十一 (略)

十二 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの(以下「放射能濃度確認対象物」という。以下同じ。)の記録
イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録

(略)

料貯蔵施設の解体又は廃棄後十年が経過するまでの期間

(略)

(5) 評価に用いた結果	選択の都度	事業所から搬	(5) 評価に用いた結果	選択の都度	工場又は事業
、その計算を行った場合は			、その計算を行った場合は		
による評価を行った場合は			による評価を行った場合は		
の放射性物質について計算			の放射性物質について計算		
発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果			発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果		
(1) 放射能濃度	調査の都度	事業所から搬	(1) 放射能濃度	調査の都度	工場又は事業
(2) 放射能濃度の確認対象物の材質及び重量	調査の都度	事業所から搬	(2) 放射能濃度の確認対象物の材質及び重量	調査の都度	工場又は事業
(3) 放射能濃度の確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果	その都度	事業所から搬	(3) 放射能濃度の確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果	その都度	工場又は事業
(4) 放射能濃度の確認対象物中の放射性物質について計算	その都度	事業所から搬	(4) 放射能濃度の確認対象物中の放射性物質について計算	その都度	工場又は事業
(5) 評価に用いた結果	選択の都度	事業所から搬	(5) 評価に用いた結果	選択の都度	工場又は事業

(6) 放射性物質 の選択を行っ た結果 (4) 測定に用い た放射線測定 装置の点検・ 校正・保守・ 管理を行った	(6) 放射能濃度 の決定を行う 方法について 評価を行った 結果	評価の都度 事業所から搬 出された後十 年間
	(1) 放射性物質 の放射能濃度 の測定条件 の測定結果	測定又は評価の 都度 事業所から搬 出された後十 年間
	(2) 放射能濃度 の測定結果	測定又は評価の 都度 事業所から搬 出された後十 年間
	(3) 放射能濃度 確認対象物中 の放射能濃度 の決定を行っ た結果	測定又は評価の 都度 事業所から搬 出された後十 年間
	(4) 測定に用い た放射線測定 装置の点検・ 校正・保守・ 管理を行った	その都度 事業所から搬 出された後十 年間
	(略)	測定又は評価の 都度 事業所から搬 出された後十 年間

(6) 放射性物質 の選択を行っ た結果 (4) 測定に用い た放射線測定 装置の点検・ 校正・保守・ 管理を行った	(6) 放射能濃度 の決定を行う 方法について 評価を行った 結果	評価の都度 工場又は事業 所から搬出さ れた後十年間
	(1) 放射性物質 の放射能濃度 の測定条件 の測定結果	測定又は評価の 都度 工場又は事業 所から搬出さ れた後十年間
	(2) 放射能濃度 の測定結果	測定又は評価の 都度 工場又は事業 所から搬出さ れた後十年間
	(3) 放射能濃度 確認対象物中 の放射能濃度 の決定を行っ た結果	測定又は評価の 都度 工場又は事業 所から搬出さ れた後十年間
	(4) 測定に用い た放射線測定 装置の点検・ 校正・保守・ 管理を行った	その都度 工場又は事業 所から搬出さ れた後十年間
	(略)	測定又は評価の 都度 工場又は事業 所から搬出さ れた後十年間

結果 (5) 放射能濃度 確認対象物の 測定及び評価 に係る教育・ 訓練の実施日 時及び項目 ハ 放射能濃度確 認対象物の管理 について点検等 を行った結果に 係る記録	その都度	事業所から搬 出された後十 年間
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------	------------------------

2 6 (略)

7 第一項の表第三号チ及びリ、第五号、第六号ハ、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三條の二十七第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質保証)

第二十八條 法第四十三條の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動(第二十九條から第三十五條の二までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画

結果 (5) 放射能濃度 確認対象物の 測定及び評価 に係る教育・ 訓練の実施日 時及び項目 ハ 放射能濃度確 認対象物の管理 について点検等 を行った結果に 係る記録	その都度	工場又は事業 所から搬出さ れた後十年間
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------	----------------------------

2 6 (略)

7 第一項の表第三号チ及びリ、第五号、第六号ハ並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三條の二十七第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質保証)

第二十八條 法第四十三條の十八第一項の保安のために必要な措置(以下「保安活動」という。)を講じるに当たっては、品質保証計画を定め、これに基づき保安活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

の改善を継続して行わなければならない。

(保安活動の実施)

第二十八条の五 品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項(当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。))を取得し、他の使用済燃料を貯蔵する者と共有するために必要な措置に関することを含む。)及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三 五 (略)

(使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査)

第三十二条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次の各号(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。)に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二 警報装置その他の非常用装置については、当該装

(保安活動の実施)

第二十八条の五 品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項(当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。))を取得し、他の使用済燃料貯蔵事業者と共有するために必要な措置に関することを含む。)及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三 五 (略)

(使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査)

第三十二条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次の各号(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。)に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一 令第二十四条に規定する使用済燃料貯蔵施設(次号に規定するものを除く。)は、当該施設の性能が第二十二条に定める技術上の基準に適合しているかどうかについて検査を一年ごとに行うこと。

二 警報装置、非常用電源装置その他の非常用装置に

置の各部分ごとの当該作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の当該作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三 (略)

2 (略)

(使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価)

第三十五条の二 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設ごと及び十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は適用しない。

(防護措置)

第三十六条 (略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料

については、当該装置の各部分ごとの当該作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の当該作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三 (略)

2 (略)

(使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価)

第三十五条の二 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設(法第四十三条の二十一第一項の規定による届出のあった使用済燃料貯蔵施設を除く。以下この条において同じ。)ごと及び十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(新設)

(防護措置)

第三十六条 (略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料

物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四〇十一（略）

十二 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の出入口の鍵及び錠については、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ（略）

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認められた者

物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四〇十一（略）

十二 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の出入口のさく及び錠については、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ（略）

ハ さくを管理する者としてあらかじめ指定した者にそのさくを厳重に管理させ、当該者以外の者がそのさくを取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめそのさくを一時的に取り扱うことを

については、この限りでない。

十三く十七 (略)

十八 (略)

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロく二 (略)

十九く二十二 (略)

二十三 (略)

イくチ (略)

リ 特定核燃料物質の事業所内の運搬に関する詳細な事項

二十四・二十五 (略)

3 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、

認められた者については、この限りでない。

十三く十七 (略)

十八 (略)

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロく二 (略)

十九く二十二 (略)

二十三 (略)

イくチ (略)

リ 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な事項

二十四・二十五 (略)

3 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、

同項第十一号（同号口を除く。）、同項第十四号から第十七号まで及び同項第二十号から第二十五号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、同項第五号中及び第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十四号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

- 一 （略）
- 二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によって区画すること。
- 三 五 （略）

（保安規定）

同項第十一号（同号口を除く。）、同項第十四号から第十七号まで及び同項第二十号から第二十五号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、同項第五号中及び第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十四号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

- 一 （略）
- 二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域をさく等の障壁によって区画すること。
- 三 五 （略）

（保安規定）

第三十七条 法第四十三条の二十第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一〇十八 (略)

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用済燃料を貯蔵する者との共有に関すること。

二十・二十一 (略)

2 法第四十三条の二十七第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の二十第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一〇十八 (略)

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用済燃料を貯蔵する者との共有に関すること。

二十〇二十二 (略)

3・4 (略)

(核物質防護規定)

第三十七条 法第四十三条の二十第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一〇十八 (略)

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用済燃料貯蔵事業者との共有に関すること。

二十・二十一 (略)

2 法第四十三条の二十七第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の二十第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一〇十八 (略)

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用済燃料貯蔵事業者との共有に関すること。

二十〇二十二 (略)

3・4 (略)

(核物質防護規定)

第四十一条 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通
(使用済燃料貯蔵施設のうち令第六十三条第一項の表
第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る
申請をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の選任等)

第四十二条 (略)

2 法第四十三条の二十六第二項において準用する法第
十二条の三第二項の規定による届出書の提出部数は、
正本一通及び写し一通(使用済燃料貯蔵施設のうち令
第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定
めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写
し二通)とする。

(特定容器等の種類)

第四十三条の二 法第四十三条の二十六の二第一項に規

定する使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の使用
済燃料貯蔵施設に係る器具のうち原子力規制委員会規
則で定めるものは、第二条第一項第二号ハの使用済燃
料貯蔵設備本体のうち、金属製の乾式キャスクとする。

(型式証明の申請)

第四十一条 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通
とする。

(核物質防護管理者の選任等)

第四十二条 (略)

2 法第四十三条の二十六第二項において準用する法第
十二条の三第二項の規定による届出書の提出部数は、
正本及び副本各一通とする。

(新設)

第四十三條の二の二 法第四十三條の二十六の二第一項

の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定容器等の種類

三 特定容器等の名称及び型式

四 特定容器等の構造及び設備

五 特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定容器等の安全設計に関する説明書

二 特定容器等を使用することにより使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書

3 原子力規制委員会は、法第四十三條の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(新設)

(型式証明の変更)

- 第四十三條の二の三 法第四十三條の二十六の二第三項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等の設計の変更(前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 変更の内容
 - 三 変更の理由
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 変更後における特定容器等の安全設計に関する説明書
 - 二 変更後における特定容器等を使用することにより使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書
- 3 法第四十三條の二十六の二第三項の承認は、当該承認に係る特定容器等の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。
- 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(新設)

(型式証明に係る変更の届出)

第四十三条の二の四 特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者は、第四十三条の二の二第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(特定容器等型式証明通知書等の交付)

第四十三条の二の五 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の二十六の二第一項の規定による型式証明を行った場合 特定容器等型式証明通知書

二 法第四十三条の二十六の二第三項の規定による承認を行った場合 特定容器等型式証明変更承認通知書

三 法第四十三条の二十六の二第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定容器等型式証明取消通知書

(型式証明番号等の告示)

第四十三条の二の六 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

-
- 一 型式証明の番号
 - 二 特定容器等の種類
 - 三 特定容器等の名称及び型式
 - 四 特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件
 - 五 特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 原子力規制委員会は、法第四十三条の二十六の二第三項の変更が第四十三条の二の二第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。
 - 3 原子力規制委員会は、第四十三条の二の四の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。
- (型式指定の申請の範囲)
- 第四十三条の二の七 法第四十三条の二十六の三第一項の規定による型式設計特定容器等の型式についての指定(以下「型式指定」という。)の申請は、型式設計特定容器等を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定容器等を購入する契約を締結している者(外国において本邦に輸出される型式設計特定容器等を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定容器等を購入する契約を締結している者で
-

(新設)

あつて当該型式設計特定容器等を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。）
が、製作、販売又は使用（以下「製作等」という。）
をする型式設計特定容器等について行うものとする。

（型式指定の申請）

第四十三条の二の八 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる製造工場の名称及び所在地
- 三 型式設計特定容器等の種類
- 四 型式設計特定容器等の名称及び型式
- 五 型式設計特定容器等の型式証明の番号
- 六 型式設計特定容器等の設計の概要
- 七 申請に係る型式設計特定容器等の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項
 - イ 品質保証の実施に係る組織
 - ロ 品質保証活動の計画
 - ハ 品質保証活動の実施
 - ニ 品質保証活動の評価
 - ホ 品質保証活動の改善
- 八 型式設計特定容器等を使用することができるとする範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該

（新設）

型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

2| 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一| 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書
- 二| 使用済燃料の臨界防止に関する説明書
- 三| 放射線の遮蔽に関する説明書
- 四| 使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書
- 五| 使用済燃料等の除熱に関する説明書
- 六| 火災及び爆発の防止に関する説明書
- 七| 耐震性に関する説明書
- 八| 耐圧強度及び耐食性に関する説明書
- 九| 当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のた
めの組織に関する説明書
- 十| 第四十三条の二の七の購入契約を締結している者
にあつては、当該契約書の写し
- 十一| 申請に係る型式設計特定容器等の特定容器等型式
証明通知書又は特定容器等型式証明変更承認通知
書の写し

3| 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定の変更の承認)

第四十三条の二の九 型式指定を受けた型式設計特定容器等の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を

(新設)

更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書

二 使用済燃料の臨界防止に関する説明書

三 放射線の遮蔽に関する説明書

四 使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書

五 使用済燃料等の除熱に関する説明書

六 火災及び爆発の防止に関する説明書

七 耐震性に関する説明書

八 耐圧強度及び耐食性に関する説明書

九 当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書

十 第四十三条の二の七の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

十一 申請に係る型式設計特定容器等の特定容器等型式証明通知書又は特定容器等型式証明変更承認通知書の写し

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定容器

等の型式が、その指定を受けた型式設計特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定に係る変更の届出等)

第四十三条の二の十 指定製造者等は、第四十三条の二の八第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定容器等の製造者等でなくなったときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定容器等については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第四十三条の二の十一 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

(新設)

(新設)

- 一 法第四十三条の二十六の三第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定容器等指定通知書
- 二 第四十三条の二の九第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定容器等変更承認通知書
- 三 法第四十三条の二十六の三第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定容器等指定取消通知書

(品質保証の実施の記録の保存)

第四十三条の二の十二 指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようになければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

(指定番号等の告示)

第四十三条の二の十三 原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 指定の番号
- 二 特定容器等の種類
- 三 特定容器等の名称及び型式
- 四 型式設計特定容器等を使用することができる使用

(新設)

(新設)

済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

五 製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六 主たる製造工場の名称及び所在地

2 原子力規制委員会は、第四十三条の二の九第一項の変更が、第四十三条の二の八第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第四十三条の二の十第一項の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(廃止措置として行うべき事項)

第四十三条の三 (略)

(廃止措置計画の認可の申請)

第四十三条の三の二 法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

三 七 (略)

(廃止措置として行うべき事項)

第四十三条の二 (略)

(廃止措置計画の認可の申請)

第四十三条の三 法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 七 (略)

2・3 (略)

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第四十三条の四 法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地
- 三・四 (略)

2・3 (略)

(廃止措置の終了の確認の申請)

第四十三条の七 法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地
- 三・五 (略)
- 2・3 (略)

(旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の認可の

2・3 (略)

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第四十三条の四 法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三・四 (略)

2・3 (略)

(廃止措置の終了の確認の申請)

第四十三条の七 法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三・五 (略)
- 2・3 (略)

(旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の認可の

申請)

第四十三條の九 法第四十三條の二十八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第四十三條の三の二の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(事故故障等の報告)

第四十三條の十三 法第六十二條の三の規定により、使用済燃料貯蔵事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下次條及び第四十八條において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 (略)

二 使用済燃料貯蔵施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき。

三 使用済燃料貯蔵施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、使用済燃料等の崩壊熱を除去する機能若しくは使用済燃料貯蔵施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき。

申請)

第四十三條の九 法第四十三條の二十八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第四十三條の三の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(事故故障等の報告)

第四十三條の十三 法第六十二條の三の規定により、使用済燃料貯蔵事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下次條及び第四十八條において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 (略)

二 使用済燃料貯蔵施設の故障(使用済燃料の貯蔵に及ぼす支障が軽微なものを除く。)があつたとき。

(新設)

四 使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

五 〽七 (略)

八 使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ・ロ (略)

ハ 漏えいした使用済燃料等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

九 使用済燃料が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。

十 使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十一 放射線業務従事者について第三十条第一項第一

(新設)

三 〽五 (略)

六 使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ・ロ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

七 放射線業務従事者について第三十条第一項の線量

号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二 前各号のほか、使用済燃料貯蔵施設に関し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（身分を示す証明書）

第四十九条 法第四十三条の二十第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二十五第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第三の二によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとする。

様式第3（第49条関係）

（表 面）

（略）

（裏 面）

限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

八 前各号のほか、使用済燃料貯蔵施設に関し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（身分を示す証明書）

第四十九条 法第四十三条の二十第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二十五第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第三の二によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとする。

様式第3（第49条関係）

（表 面）

（略）

（裏 面）

<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。</p> <p>一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り</p> <p>二 帳簿、書類その他必要な物件の検査</p> <p>三 関係者に対する質問</p> <p>四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（<u>試験のため必要な</u>最小限度の量に限る。）をさせること。</p> <p>7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第43条の20（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>6 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第43条の20第5項」と読み替えるものとする。</p>

<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。</p> <p>一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り</p> <p>二 帳簿、書類その他必要な物件の検査</p> <p>三 関係者に対する質問</p> <p>四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（<u>試験のために必要</u>な最小限度の量に限る。）をさせること。</p> <p>7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第43条の20（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>6 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第43条の20第5項」と、<u>同条第7項中「前項第1号」とあるのは「第43条の20第6項において準</u></p>

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第3の2（第49条関係）

（表 面）

（略）

（裏 面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条の2（略）

2～5（略）

- 6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる

用する前項第1号」と、同条第8項中「第6項」とあるのは「第43条の20第6項において準用する第6項」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第3の2（第49条関係）

（表 面）

（略）

（裏 面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条の2（略）

2～5（略）

- 6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる

<p>。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査 三 関係者に対する質問 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。 <p>7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>第43条の25（略）</p> <p>2 第12条の2第2項から第5項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第6項から第8項までの規定はこの項において準用する同条第5項の検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第43条の25第1項」と、同条第3項から第5項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四の四 第12条の2第6項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、<u>第43条の3の27第2項</u>、第49条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査 三 関係者に対する質問 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。 <p>7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>第43条の25（略）</p> <p>2 第12条の2第2項から第5項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第6項から第8項までの規定はこの項において準用する同条第5項の検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第43条の25第1項」と、同条第3項から第5項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四の四 第12条の2第6項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

様式第 4 (第 4 9 条関係)

(表 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定による

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場
合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に

様式第 4 (第 4 9 条関係)

(表 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定による

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場
合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に

規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

- 2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立ち入り検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査

規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

- 2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(新設)

させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機権の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に如し、又はこれを併科する。

三十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

4 (略)

5 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機権の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7～10 (略)

11 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12～19 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に如し、又はこれを併科する。

三十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機種の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

- 二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7号まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第2

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第2項から第4項まで又は第12項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機種の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

- 二 第68条第5項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の4まで、第28号（試験研究炉

7号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十三号）

（第十九条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則</p> <p style="text-align: center;">（適用範囲）</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三條の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設（金属キャスクによって使用済燃料を貯蔵するものに限る。）について適用する。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第一条の二 この規則において使用する用語は、法、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）及び使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十四号。以下「事業許可基準規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p style="text-align: center;">（特殊な方法による施設）</p> <p>第二条 特殊な設計及び工事の方法による使用済燃料貯</p>	<p style="text-align: center;">使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）において使用する用語の例による。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）において使用する用語の例による。</p> <p style="text-align: center;">（特殊な方法による施設）</p> <p>第二条 特殊な設計及び工事の方法による使用済燃料貯</p>

蔵施設について原子力規制委員会の認可を受けた場合は、次条から第十六条の二までの規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもって法第四十三条の八第三項第二号の技術上の基準とする。

2 (略)

(火災等による損傷の防止)

第四条 使用済燃料貯蔵施設が火災又は爆発の影響を受けることにより使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。

(使用済燃料貯蔵施設の地盤)

蔵施設について原子力規制委員会の認可を受けた場合は、次条から第十六条までの規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもって法第四十三条の八第三項第二号の技術上の基準とする。

2 (略)

(火災による損傷の防止)

第四条 使用済燃料貯蔵施設が火災の影響を受けることにより使用済燃料貯蔵施設の安全に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

3 非常用電源設備その他の安全上重要な施設であつて、火災により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講じなければならない。

(耐震性)

第五条 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第八
条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用
済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に
施設しなければならない。

(地震による損傷の防止)

2 | 第五条の二 使用済燃料貯蔵施設は、これに作用する地
震力(事業許可基準規則第九条第二項の規定により算
定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射
線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

3 | 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第九条第
三項の地震力に対してその基本的安全機能が損なわれ
るおそれがないように施設しなければならない。

3 | 使用済燃料貯蔵施設が事業許可基準規則第九条第三
項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその基本的安
全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その
他の適切な措置を講じなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五条の三 使用済燃料貯蔵施設が事業許可基準規則第
十条の津波によりその基本的安全機能が損なわれるお

2 | 第五条 使用済燃料貯蔵施設は、これに作用する地震力
による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがな
いように施設しなければならない。

2 | 前項の地震力は、使用済燃料貯蔵施設の構造及びこ
れが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎
地盤の状況、その地方における過去の地震の記録に基
づく震害の程度、地震活動の状況その他の要因を考慮
して算定しなければならない。

(新設)

(新設)

それがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第五条の四 使用済燃料貯蔵施設が想定される自然現象

(地震及び津波を除く。)によりその基本的安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路

その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止)

第五条の五 使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所(以下「事業所」という。)

には、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁

(新設)

(新設)

止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第
二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を
防止するため、適切な措置を講じなければならない。

（材料及び構造）

第六条 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管並びに
これらを支持する構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設
の基本的安全機能を確保する上で必要なもの（以下こ
の項において「容器等」という。）の材料及び構造は
、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性
を確保できるものでなければならない。

2 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管のうち、使
用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必
要なもの、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行った
とき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように
施設しなければならない。

（除熱）

第七条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料又は使用済
燃料によって汚染された物（以下「使用済燃料等」と
いう。）の崩壊熱を適切に除去するように施設しなけ
ればならない。

（閉じ込めの機能）

第八条 使用済燃料貯蔵施設は、次に掲げるところによ

（材料及び構造）

第六条 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管並びに
これらを支持する構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設
の安全を確保する上で重要なもの（以下この項におい
て「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器
等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保でき
るものでなければならない。

2 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管のうち、使
用済燃料貯蔵施設の安全を確保する上で重要なものは
、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これ
に耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなけ
ればならない。

（除熱）

第七条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料の崩壊熱を
安全に除去するように施設しなければならない。

（閉じ込めの機能）

第八条 使用済燃料貯蔵施設は、次に掲げるところによ

り、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。

一 金属キャスクは、使用済燃料等が外部に漏えいするおそれがない構造であること。

二 (略)

三 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。

イ・ロ (略)

ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって使用済燃料によって汚染された物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料によって汚染された物により汚染された排水を完全に廃棄する設備及び第十五条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りではない。

(遮蔽)

第九条 使用済燃料貯蔵施設は、当該使用済燃料貯蔵施

り、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。

一 使用済燃料を封入する容器は、使用済燃料等が外部に漏えいするおそれがない構造であること。

二 (略)

三 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。

イ・ロ (略)

ハ 使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって使用済燃料によって汚染された物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料によって汚染された物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十五条第二号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りではない。

(しゃへい)

第九条 (新設)

設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

- 2 | 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設しなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

(安全機能を有する施設)

第十一条 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の使用済燃料貯蔵施設において共用する場合には、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。

- 2 | 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。

使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所内の外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、放射線障害を防止するために必要なしゃへい能力を有するしゃへい設備を施設しなければならない。この場合において、当該しゃへい設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

(安全上重要な施設)

第十一条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 二以上の原子力施設（加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。）において共用する場合には、共用することによって使用済燃料貯蔵施設の安全を確保する機能が損なわれるおそれがないようにすること。

- 二 使用済燃料貯蔵施設の安全を確保する機能を確認するための検査又は試験及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。

(搬送設備及び受入れ設備)

第十二条 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れのために使用する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れを行う設備は、当該金属キャスクを安全に取り扱う能力を有するものであること。

二 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れをするための動力の供給が停止した場合に、当該金属キャスクを安全に保持しているものであること。

(計測制御系統施設)

第十三条 使用済燃料貯蔵施設には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって替えることができる。

一 使用済燃料を封入した金属キャスクの表面温度

二 使用済燃料を封入した金属キャスク蓋部の密封性の監視のための当該金属キャスク蓋部(ただし、蓋を溶接する場合を除く。)の圧力

三 (略)

2 使用済燃料貯蔵施設には、その設備の機能の喪失、

(搬送設備及び受入れ設備)

第十二条 使用済燃料を封入した容器の搬送及び受入れのために使用する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 使用済燃料を封入した容器の搬送及び受入れを行う設備は、容器を安全に取り扱う能力を有するものであること。

二 使用済燃料を封入した容器の搬送及び受入れをするための動力の供給が停止した場合に、その容器を安全に保持しているものであること。

(計測制御系統施設)

第十三条 使用済燃料貯蔵施設には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって替えることができる。

一 使用済燃料を封入した容器の表面温度

二 使用済燃料を封入した容器蓋部の密封性の監視のための当該容器蓋部(ただし、蓋を溶接する場合を除く。)の圧力

三 (略)

2 使用済燃料貯蔵施設には、その設備の機能の喪失、

誤動作その他の要因により使用済燃料貯蔵施設の基本的な安全機能を損なうおそれが生じたとき、第十五条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の外部放射線に係る線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならぬ。

(廃棄施設)

第十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 五 (略)

(放射線管理施設)

第十五条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることがで

誤動作その他の要因により使用済燃料貯蔵施設の安全機能を著しく損なうおそれが生じたとき、第十五条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならぬ。

(廃棄施設)

第十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の側の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 五 (略)

(放射線管理施設)

第十五条 使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測す

きる。

一 使用済燃料貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率

二・三 (略)

四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量

2| 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように施設しなければならぬ。

(予備電源)

第十六条 使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を施設しなければならない。

る施設をもって替えることができる。

一 使用済燃料貯蔵施設の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率

二・三 (略)

四 管理区域における外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

五 周辺監視区域における外部放射線に係る線量当量

(新設)

(非常用電源設備)

第十六条 使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、使用済燃料貯蔵施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

2| 使用済燃料貯蔵施設の安全を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

(通信連絡設備等)

第十六条の二 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設しなければならない。

2| 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならない。

3| 使用済燃料貯蔵施設には、事業所内の人の退避のため設備を施設しなければならない。

(新設)

○使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十四号）（第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める規則
現 行	使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令